

# 広 報 費 一 覧

合計額 26,400 円

(出金日)

	年	月	日	経費(摘要)	金額(円)	領収書等No.
1	2	10	23	プロジェクタ、ロールスクリーンリース料	26,400	①
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
小計					26,400	

### 政務活動費出金票

出金日	令和2年10月23日 ~ 令和 年 月 日
項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費
摘要	プロジェクト ロールアウト
金額	26,400 円

(↓領収書等貼付↓)

### 領 収 書

No. 062583

2020年10月23日

市民クラブ 様

金額 26400

液晶モニター7台等代金 税率10%(内消費税 72400)  
 上記正に領収いたしました。

令和2年10月~令和3年3月分

内訳

現金	✓
小切手	
伝票No.	金額

株式会社 謙 信 堂 〒942-0001 上越市中央1丁目26番45号  
TEL 025(520)6100 FAX 025(520)6070

株式会社 謙 信 堂 糸 魚 川 〒941-0067 糸魚川市横町2丁目10番10号1F  
TEL 025(553)2803 FAX 025(553)2804

株式会社 謙 信 堂 妙 高 〒944-0007 妙高市栗原5-2-1 トレビアン21ビル4号室  
TEL 0255(72)9163 FAX 0255(75)5123

印紙

係

# 契 約 書

市民クラブ 代表 近藤彰治（以下「甲」という。）と、株式会社 謙信堂（以下「乙」という。）との間に、液晶プロジェクタ等機器（以下「物件」という。）の賃貸借に関する契約を下記の通り締結する。

## （総則）

第1条 甲は、乙から物件を賃借し、乙は、これを賃貸するものとする。

## （契約対象物件及び設置場所）

第2条 物件の内容及び設置場所は、次のとおりとする。

### （1） 物件の内容

EPSON 液晶プロジェクタ EB-W06 1台

携帯型ロールスクリーン ELPSC25 1台

### （2） 設置場所

上越市木田1丁目1番3号 上越市役所5階 市民クラブ控え室

## （契約期間）

第3条 契約期間 令和2年10月1日～令和6年4月30日まで

## （契約金額）

第4条 この契約に係る賃借料は、次のとおりとする。

月 額 ¥4,400円（内消費税額 400円）

## （契約代金の支払）

第5条 甲は乙から請求があったときは、その請求を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

## （物件の所有権及び保守）

第6条（1） 物件の所有権は、乙に属する。

（2） 甲は、善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

（3） 甲は、物件の維持及び修理の責任を負い、物件の補修、損傷の修理その他一切の維持修理について、その費用を負担する。

(賠償責任)

第7条 乙は、甲が故意又は過失によって物件に損害を与えた場合は、その賠償を甲  
対して請求することができる。

(契約の満了)

第8条 この契約の期間が満了し、甲が引き続き使用するときは、新たに賃貸借契約  
締結するものとする。

(その他)

第9条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定する。

上記契約の証として本証書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和2年10月1日

(甲)

上越市木田1-1-3

市民クラブ

代表 近藤 彰治

(乙)

上越市中央1丁目26番45号

株式会社 謙 信 堂

代表取締役 山田 直樹

令和2年10月1日

上越市議会議長 様

## 理 由 書

会派名 市民クラブ

代表 近藤 彰治

下記理由により按分割合によらず支出したので報告します。

支払金額	26,400円 (按分割合: 1/1)
理 由	10月1日に賃貸契約したプロジョクタ及びロールスクリーン(26,400円)は、専ら会派活動の広報公聴活動に使用するため、政務活動費の手引きに規定する按分割合の「3分の1」によらずに、全額を充当する。

※ 合理的に説明できる理由を記載すること。